

第二班

小田真裕
湯淺真人
田添郁多
小川和也

【総論】第二班

『土芥寇讎記』『諫懲後正』の作者・編者像

はじめに

第二班は、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』の作者・編者像解明を課題として設定し、班員が各自の分析視角から考察を行った。本稿は第二班総論として、班内で交わされた議論、そこで得られた共通理解を述べ、各論考を理解する上での一助とすることが目的である。

一 『土芥寇讎記』『諫懲後正』研究の前提

金井圓氏による「幕府高官」説を除き、検討が加えられていなかった『土芥寇讎記』の作者・編者像について、二〇〇三年度講義報告書『「土芥寇讎記」の基礎的研究』（以下、『研究』）では様々な説が提示された⁽¹⁾。当班では個別作業の前提として、これらの諸説を再検討した。

『研究』では、『土芥寇讎記』の成立に深く関与したと考えられる人物が複数挙げられているが、想定されている役割は一様でない。情報収集、本文作成、論評作成、編集、それらの指揮など、大名評判記という書物を扱う為には、「作者」概念を区別することが重要といえよう⁽²⁾。このうち、「評」の記述に影響を与えていると考えられる編者について、林家周辺（小川）、儒者（綱川）、柳沢吉保に近い立場の者（鈴木）という説が提示された。また、編者の思想的基盤となった

学問について、①儒学（戴）②兵学の影響重視（綱川）③儒学・兵学に加え、多様な書物を受容しており、自己の問題意識に合わせた学問受容（小関）という立場に分かれていた。しかし、引用されている書物と、実際に編者が思想的な影響を受けた書物が必ずしも一致しているとは断定できない。当班の作業も、『研究』で提示された説のうちのひとつが決定的といえる段階ではなく、又引きの有無、引用の独自性の検討など、さらなる作業が必要という認識に基づいている。

また、牧野成貞（杉）、徳川光圀・彰考館（木村）のように、編纂事業全体に関わる指揮者も挙げられている。指揮者が存在した場合、『土芥寇讎記』の記述が、編者の思想を完全に反映しているか否かについて留保が必要となる⁽³⁾。『研究』で複数の論者が注目した林家との関係では、評の記述と林羅山との思想的差異が指摘されている。しかし、評の作者による指揮者への配慮、指揮者による校閲といった事情があったならば、思想内容の不一致を説明することも可能になる。

これまで述べてきた点に加え、『研究』では、『土芥寇讎記』本文の記載内容に事実との相違がみられると指摘されている（天野）。本年度講義を通じて、『諫懲後正』だけでなく、様々な大名評判記の存在が明らかになった⁽⁴⁾。先行する類書の記述がそのまま引用された箇所は、作成時の状況が該当しているとは限らない。不正確な記述の要因は、先行する類書が存在し、作成過程で参照されていたことの裏返しでもある。更に、ひとつの評判記のなかでも、情報収集から成立までの時間差が存在する。現段階で、全ての大名について、諸大名評判記の記述を照合する作業は行われていない。その点で不十分だが、班内の議論では、『土芥寇讎記』『諫懲後正』の記述を他史料と付き合わせ、タイムラグへ留意する必要を確認した。

ただ、両書の直接的な影響関係は不明なものの、『諫懲後正』の評者は、『土芥寇讎記』評者が基にしたような情報を参照している。個々の出来事をめぐる認識の相違に注目することで、それぞれの評者像、さらには成立過程を明らかにする手がかりを得る事が可能となるだろう。

二 江戸城殿席

班員がそれぞれ個別報告を設定した第一回報告（報告記録参照）では、『土芥寇讎記』、『諫懲後正』の記述が、幕閣選定、改易等の幕府における政策決定過程で用いられた可能性を問う視角が提示された一方、報告後の議論において、編纂意図や受容のされ方として、將軍の君主論、武士層の読み物としての可能性が提示された。必ずしも公文書的でない記述、藩内の情報も記されたデータ部分の存在、加筆を前提とした空欄部分などの構成面への注目から、両書の読者像を問う必要を確認した。また、先行する大名評判記の存在が明らかになり、両書の作者・編者像を二書の相互関係のみから検討する方法の限界性が判明した。こうした点から第二回報告では、『研究』等で取り上げられていない、江戸城殿席と評価の関係を問う共同作業を行った。

『土芥寇讎記』、『諫懲後正』の記載の内、本文・評以外すなわちデータ部分に関する検討は十分に行われていない。情報源などについては留保せざるを得ないが、両書の共通点として、領地の規模、朝廷官位が記載されている点を確認できる。こうした情報が記載されている背景として、家綱期までに、各家の極位極官が定まっていたという指摘に注目したい⁵⁰。特に、当該大名の父の官位が記載されていることは、作者・編者、および読者に、前述の認識が抱かれていたこととの証左となる。つまり、家格が固定化しつつある、元禄期という時代性の反映と考えられるのである。

そうした家格に係る要素として、当班が注目したものが、江戸城殿席（大廊下・大広間・柳間・黒書院溜間・帝鑑間・雁間・菊間）である。松尾美恵子氏によると、幕府座班制自体は、万治二（一六五九）年九月に制定されているが、一般大名も含んで制定されるのは、延享元（一七四四）年六月である⁵¹。その内容も、当初は、部屋毎に諸役人の席内の序列を定める目的だったが、遅くとも延享元年には、大名の家格を表現するものとなったという。同論文において松尾氏は、

安永二（一七七三）年、天保六（一八三五）年を検討している。しかし、殿席が移動する可能性があること、基本史料である武鑑には誤記も散見することから、兩年以外、就中、武鑑に詰所が記されていない一七世紀に関しては、他の武鑑、他史料と付き合わせた検討を行う必要があるといえる。

当班は共同作業として、文化元年（一八〇四）時における雁間詰大名を抽出した。そして、各家が雁間詰となった時期を確定し、両書の記載内容を検討した。前述したように、これまでの研究において、幕府殿席の確定時期は明らかにされていない。幕府座班制の中間期といえる元禄期を扱った、この共同作業を通じて、制度的確立以前において、各大名家の家格が確定していく過程の一面を検討することが可能となるのである。大名評判記には、大名を評価する基準として様々な要素が挙げられているが、そこで先祖の事跡も参照されている。このことは、評者あるいは読者が、大名家という枠組みを認識していたことを示すものであり、元禄期の特質を考察しうる内容ではないだろうか。

また、単に殿席を扱うだけでなく、幕府役職との関係にも注目する。それは、個別作業で検討した大名評価への影響性を問う視角の妥当性という点、雁間詰大名が多く役職に就いていることによる。『諫懲後正』では、「義徹の將たる故、所司代職に補せられ」（永井尚富の父尚庸）、「今、信慈京都の司職に補せられ、心身大に慎み所跡正しく；后年、天下の執権にも補せらるへきか、誉れの將なり」（松平信慈）といったように、評者が、出世コースというべきものの存在を認識していることが確認できる。こうした視角により、元禄期という時代故に求められた大名の役割、重視された役職を明確化することが可能となる。そして、両書の評者・作者（読者）像を照射することが目的である。

共同作業の成果をまとめたものが、後掲【付表】である。「極良」以下の大名評価について、各担当者による基準のズレは考慮すべきだが、以下の点が指摘できる。まず幕府座班制に関して、今回検討した

雁間詰大名をみると、延享元（一七四四）年に制度として成立する以前に大名家の殿席が確定していく様相が確認できる。表中の二六から三五までの大名を担当した小川は、慶安から貞享年間を第一期とし、明和から寛政年間に殿席が確定する例が多いと指摘した。他担当者分も含めると時期に多少幅が出るが、これは代替わりが契機となり殿席が確定した為と考えられる。一八世紀初頭を中心とした時期が、幕府座班制成立の第一期といえるだろう。また、報告では殿席を確定する要因として、幕府役職（田添）、当該大名の父の経歴や幕府での評価（湯川）を指摘した。今後、対象を雁間詰大名以外に拡げること、官位などの要素との関連を問うことによって、家格成立の画期を明確化することが可能となるだろう。

次に、共同作業における最大の課題である江戸城殿席と両書での評価について、以下の点を指摘する。雁間詰大名は、否定的評価を与えられる事例も散見するが、概ね肯定的評価を得ている。両書ともに、幕府役職に就いていることが高評価の要因として明示されている場合があり、評者が特定の役職およびそこでの務め方を大名評価の規準として重要視していたことが分かる。前述したように、江戸城殿席は幕府における役職と強い関連性を持つていたため、この結果は当然である。両書の評における役職への注目から、大名に対して役職に相当する「器」という評価基準が課されていたことが窺える。こうした記述がなされる大名評判記とは、老中、若年寄などの役職とその務め方が重視され、かつそれを論じることが可能だった時期の産物なのである。

当班は、両書の作者・編者像に迫ることを課題とした。共同作業では、評者が大名評価の際に重視した要素に、

- ・ 『土芥寇讎記』：家中、藩政重視（小田）
 - ・ 『諫懲後正』：職務・役職重視（田添）、公儀務め重視、役職推移過程（出世コース）認識（小田）
- という相違がみられると指摘した。右の考察は、班員が自身の担当範囲の限りで導いた結論という限界があった。そこで、今回取り上げた

雁間詰大名各家の、『武家勸懲記』における記述を比較した。

注目したいのは、『武家勸懲記』三二二巻・秋元撰津守藤原喬朝の項で幕府役職への注目がみられることである。秋元喬朝は、『土芥寇讎記』での評価が、幕府役職との関係から論じられている数少ない例だが、それは『武家勸懲記』の視点を受けたものだったのである。他の大名評判記を含めた相互の影響関係を明らかにする必要があるが、評者の思想にみられる差異を右記のように捉えておきたい。また、『武家勸懲記』における土屋但馬守数直に関する記述が、子の土屋相模守源正直に関する評として、後の二書に引用されている。しかし、父の評価基準から正直を評価する『土芥寇讎記』に対して、『諫懲後正』は父の行跡を詳しく記しているように、引用する視点が異なっている。両書ともに、他の大名評判記、さらには軍書など様々な書物の影響を受けているが、引用の仕方には評者の主体性が看取出来るのである。

おわりに

本稿では、第二班の班員相互による議論および作業の内容を示した。第一節で述べたように、以下の個別論考は個々の分析視角に基づいて為されており、両書の成立過程について班として一致した見解を持っている訳ではない。しかし、大名の評価基準、記載された内容が、各大名評判記が成立した時代性を反映しているという理解は一致している。両評者の思想的相違点と考えられる、幕府役職への視点について、

- ・ 『武家勸懲記』：役職の任務が明確化され、そこで要求される器量を評者が認識している
- ・ 『土芥寇讎記』：評価基準としない場合でも、データ部分に記載されるようになる

- ・ 『諫懲後正』：その役職の前任者や、当該大名の先祖の事跡が比較対象となり、本格的に評価基準になる

という相違が見られる。これが時代性、評者の思想や立脚点、編纂意図の相違などのうち何れによるものか。今後は、他の要素も含めて各

書の相違点を抽出し、検討を加えていくことが必要である。

(文責・小田真裕)

【注】

- (1) 金井圓『江戸史料叢書 土芥寇讎記』解説文(人物往来社、一九六七年)、『土芥寇讎記』の基礎的研究(研究代表者若尾政希、二〇〇四年)。
- (2) 「大名評判記」という書物の定義についても議論を重ねる必要がある。本稿では、『武家勸懲記』、『土芥寇讎記』、『諫懲後正』を総称しうるものとして仮に用いている。
- (3) 『研究』所収の論考は、『土芥寇讎記』の「謳歌評説」作成者を「編者」として考察している。本稿は指揮者の存在など、編纂過程が不明確な状況を考慮して、以下では「評者」と表記する。
- (4) 講義では、若尾作成の大名評判記一覧が配布された。
- (5) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年。
- (6) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」(『徳川林政史研究所紀要・昭和五五年度』)。
- (7) 第二回報告において、小川は若年寄、老中、寺社奉行、中でも老中の評価が高いことを指摘した。また、湯川は第一回報告において側用人、若年寄を中心に考察した。

【付表1】雁間詰大名の『土芥寇讎記』、『諫懲後正』における評価

文化元年時当主 (『文化武鑑』)	雁間詰確定日 (『寛政譜』)	元禄3年時当主 (『土芥寇讎記』)	『土芥寇讎記』評	元禄14年時当主 (『諫懲後正』)	『諫懲後正』評
1 黒田豊前守直服	宝永6 (1709) 6月21日		記載なし	30巻 黒田豊前守丹治直重 (のち直判)	普
2 本多豊前守正意	宝永元 (1704) 9月28日	239 本多紀伊守藤原正乘 (のち正永)	無 (「無評」)	23巻 本多伯耆守藤原正永 (同)	良
3 酒井修理大夫忠貴	明暦2 (1656) 5月26日	○38 酒井勲負佐源忠門 (同)	普	○6巻 酒井勲負佐源忠門 (同)	普
4 大久保山城守忠喜	享保13 (1728) 5月15日		記載なし	30巻 大久保市十郎藤原忠富 (のち常春)	良
5 阿部主計頭正精	寛文11 (1671) 12月28日	○51 阿部対馬守正森	悪	○8巻 阿部対馬守源正盛 (同)	良
6 阿部駿河守正簡	寛文11 (1671) 12月28日	○170 阿部伊代守正春	悪	○23巻 阿部伊代守源正春 (同)	良
7 戸田能登守忠翰	元禄12 (1699) 閏9月23日	160 戸田山城守藤原忠昌	極良	○9巻 戸田能登守藤原忠真	良
8 秋元但馬守永朝	明暦3 (1657) 10月2日	○169 秋元但馬守藤原喬朝	極良	○14巻 秋元但馬守藤原喬朝 (同)	極良
9 土屋保三郎寛直	延宝7 (1679) 年6月15日	○101 土屋相模守源正直	良	○8巻 土屋相模守源政直 (同)	普
10 松平右近将監武厚	宝永3 (1706) 年正月9日		記載なし		記載なし
11 牧野虎之丞康長	元禄15 (1702) 年10月13日	205 牧野遠江守源康通	普	29巻 牧野周防守源康重	普
12 牧野越中守貞喜	元禄8 (1695) 年12月15日		記載なし	○10巻 牧野備前守源成春	良
13 牧野佐渡守宣成	元禄6 (1693) 年10月15日	111 牧野因幡守源富成	良	○16巻 牧野讃岐守源英成	※良
14 松平主計頭宗允	※元禄元 (1688) 年正月20日	○235 本庄因幡守藤原宗資	良	○12巻 本庄安芸守藤原宗俊	普
15 松平弾正忠正通	貞享3 (1686) 年10月9日	○157 松平備前守源隆綱	良	○19巻 松平弾正忠源正久	普
16 松平右近亮輝延	不明	52 松平伊豆守源信輝	良	9巻 松平伊豆守源信輝 (同)	良
17 松平能登守乗保	元禄元 (1688) 年4月14日	○237 石川吉十郎源乗紀	悪	○21巻 石川能登守源乗紀 (同)	普

18	水野左近将忠鼎	※享保 15 (1730) 年 9 月 7 日	○91 水野右衛門大夫源忠 春	悪	○13 卷 水野監物源忠之	良
19	土井伊予守利謙	天和元 (1681) 年 7 月 1 日	○138 土井式部少輔利忠	良	○19 卷 土井式部少輔利忠 (同)	悪
20	土井能登守利貞	貞享元年 (1684) 10 月 15 日	○147 土井甲斐守利治	無	○16 卷 土井甲斐守利治 (同)	良
21	内藤大和守頼以	貞享 2 年 (1685) 10 月 13 日	○	記載なし	○16 卷 内藤駿河守清良	良
22	石川近江守総親	元禄 10 年 (1697) 2 月 22 日	159 石川主水総茂	良	○	記載なし
23	井上河内守正甫	享保 7 (1722) 年	92 井上中務少輔正任	極悪	14 卷 井上大和守正道	良
24	久世大和守広誉	延宝 7 年 (1679) 8 月 26 日	○100 久世出雲守重之	普通	○11 卷 久世出雲守重之 (同)	※普
25	間部若狭守詮熙			記載なし		記載なし
26	板倉周防守勝俊	明暦 3 (1753) 年 3 月 23 日	○94 板倉周防守重冬	極良	○13 卷 板倉周防守源重冬 (同)	良
27	板倉伊予守勝意	明和 4 (1776) 年 7 月朔日	196 板倉百助源重同	本文：良／ 評：保留	27 卷 板倉伊予守重同 (同)	良
28	板倉内膳正勝長	※元禄 15 (1702) 12 月 29 日	△107 板倉甲斐守重長 (の ち重寛)	極良	△16 卷 板倉甲斐守重長 (同)	極良
29	青山大膳亮幸完	貞享元 (1784) 年 10 月 15 日	○97 青山播磨守菅原幸明 (のち幸督)	悪	○14 卷 青山播磨守藤原幸明 (同)	良
30	永井日向守直進	明和 8 (1771) 年正月 16 日以前	○113 永井近江守直只 (の ち直種)	良	○	記載なし
31	永井出羽守直弼	寛文 5 (1665) 年 5 月 19 日～天明 2 (1782) 年 10 月 19 日	○122 永井伊賀守尚富 (の ち直敬)	悪	○17 卷 永井伊賀守大江尚富 (同)	良

32	朽木肥児太郎綱方	慶安2(1649)年2月19日	〇116 朽木伊予守源植昌	良	〇16巻 朽木伊予守源植昌(同)	良
33	三浦志摩守前次	貞享元(1786)年10月15日	〇154 三浦志摩守直次(のち明敬)	普	〇18巻 三浦志摩守直次(同)	良
34	増山備中守正寧	寛保元(1741)年10月13日	155 増山兵部少輔藤原正弥	悪	19巻 増山兵部少輔藤原正弥(同)	悪
35	大岡主膳正忠正	宝暦10(1760)年6月14日		記載なし		記載なし

本表は、1～8：田添、9～18：小田、19～25：湯川、26～35：小川による作業内容を基に、小田の責任において作成したものである。

大名名の前の〇印は、当該期に雁間詰だったことを、『謙愨後正』の(同)は、『土芥寇讎記』時の当主と同一人物であることを示す。各大名評判記に記載が無い場合は、当主名を空欄にしている。また、元禄期に雁間詰でない大名については必ずしも記載していない。

大名評価は、極良・良・普・悪・極悪の5段階に、保留(評価保留)・無(「無評」)を加えた。

※1：本庄宗春の『寛政譜』記載を典拠とした。子の宗俊は、『寛政譜』に「元禄元年正月二十日より雁間の広縁に候し、雁間にをいて拝謁する事をゆるさる」とあるが、元禄12年閏9月15日条に「席を雁間に定めらる。のち代々おなじ」とある。事実上雁間詰となった時期として、本表では前者の年代を採用した。

※2『謙愨後正』評は富成について論じており、当主の英成についてはデータのみに記載されている。

※3水野忠之の『寛政譜』記載を典拠とした。子の忠輝は、家督相続前の正徳4(1714)年「九月七日より雁間に候し」とある。時期が遅くなったのは、忠之が京都所司代などに就いていたことによる。

※4久世重之の『謙愨後正』評価は、湯川の報告レジュメでは空欄だったため、小田が記した。

※5板倉重長の『寛政譜』記載を典拠としたが、重長は既に天和3(1683)年5月29日条で「此後菊間の広縁に候し、朔望拝賀のときは、雁間にをいて拝謁すべきむね仰を蒙る」とあり、両大名評判記作成時は「菊間および雁間」詰という位置付けになる。表では△で示した。

【付表2】雁間詰確定日の典拠

文化元年時当主 (『文化武鑑』)	雁間詰初出日の『寛政譜』における記載
1 黒田豊前守直服	務をゆるされ、鷹間に候す。のち代々の例となる
2 本多豊前守正意	席を鷹間に定めらる。のち代々この席に候す
3 酒井修理大夫忠貫	是日封を襲、鷹間詰となり、のち代々この席に候す
4 大久保山城守忠喜	席を鷹間にさだめられ…のち代々同じ
5 阿部主計頭正精	鷹間に候す。のち代々おなじ
6 阿部駿河守正簡	席を鷹間にさだめらる、のち代々この席に候す
7 戸田能登守忠翰	鷹間に候す。のち代々おなじ
8 秋元但馬守永朝	遺領を継ぎ伺候の席を鷹間にさだめらる。のち代々例となる
9 土屋保三郎寛直	雁間詰となる。これより代々例とす
10 松平右近将監武厚	伺候の席を鷹間に定めらる。後代々例となる
11 牧野虎之丞康長	これより先菊間の広縁に候すといへども、爾来は雁間に候すべきむね仰を蒙る。のち代々例となる
12 牧野越中守貞喜	襲封を請するとき…この日仰によりて雁間に候す。のち代々例とす
13 牧野佐渡守宣成	仰によりて雁間に候す。のち代々おなじ
14 松平主計頭宗允	このうち雁間の広縁に候し、雁間にをいて拝謁すべきむね台命をかうぶる
15 松平弾正忠正通	務をゆるされ雁間に候す
16 松平右近亮輝延	
17 松平能登守兼保	席を鷹間にうつされ、のち代々例とす
18 水野左近将忠泉	職をゆるさる…雁間に候し、佳節朔望等は西湖間において拝謁すべきむね仰をかうぶる
19 土井伊予守利謙	雁間に候すべきむね仰をこうぶる
20 土井能登守利貞	席を鷹間に定めらる

21	内藤大和守頼以	席を雁間に定めらる、のち代々例とす
22	石川近江守総親	奥詰をゆるされ雁間に候す
23	井上河内守正甫	(家督相続と同日) 雁間に候す。後代々おなじ
24	久世大和守広誉	席を雁間に定めらる
25	間部若狭守詮熙	
26	板倉周防守勝俊	この日席を雁間に定められ、子孫代々この席に候す
27	板倉伊予守勝意	席を雁間にさだめらる。のち例となる
28	板倉内膳正勝長	雁間に候す。のち代々例とす
29	青山大膳亮幸完	雁間詰となり、後代々おなじ
30	永井日向守直進	代々雁間に候す
31	永井出羽守直弼	後雁間に候す(寛文5(1665)年5月19日、尚雷襲封時) / 代々雁間に候す(天明2(1782)年10月19日、直弼襲封時)
32	朽木肥后太郎綱方	この日職をゆるされ席を雁間に定めらる。のち代々この席に候す
33	三浦志摩守前次	席を雁間に定めらる。のち代々同じ
34	増山備中守正寧	(奏者番を替し、) 雁間に候す。後代おなじ
35	大岡主膳正忠正	遺跡を継、席を雁間に定めらる